

今泉区画整理ニュース

第10号

平成29年（2017年）12月26日発行

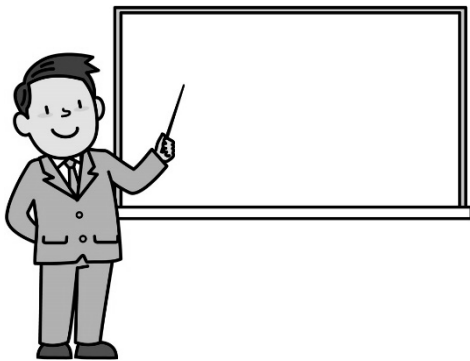
発行元 秦野市 都市部 都市整備課

TEL 0463-82-5241 / FAX 0463-82-7410

Eメール t-seibi@city.hadano.kanagawa.jp



平成29年度第4回審議会を開催しました



12月19日（火）に南公民館で平成29年度第4回秦野駅南部（今泉）土地区画整理審議会を開催しました。会議では、平成29年10月23日（月）から11月25日（土）までの間に行われた換地の個別説明の際にいただいた要望の件数等について、次のとおり報告しました。

換地に対する要望について

1 要望受付期間

平成29年10月23日（月）から11月20日（月）まで

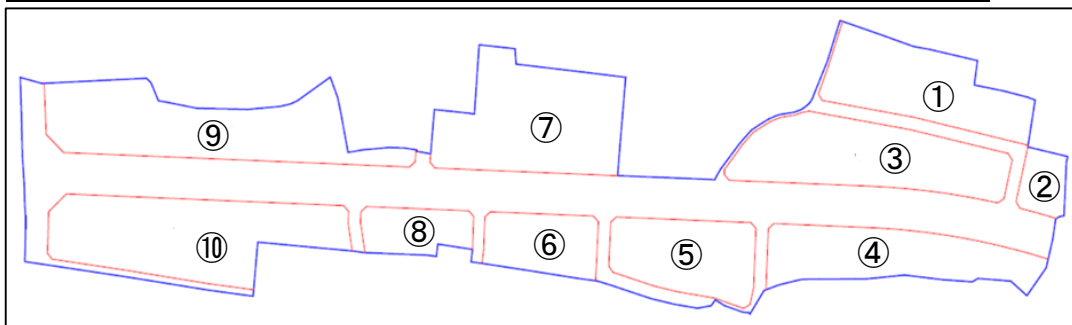
※ 都合により1回目の説明が受付期間後となった権利者については、説明後1週間を期限としました。

2 要望件数

21件（13画地）

(1) 街区別内訳

街 区	3街区	5街区	7街区	10街区	合計
件 数	5	8	6	2	21
画地数	3/15	4/11	5/7	1/11	13/76



(2) 内容別内訳

内 容	位 置	形 状	面 積	合 計
件 数	12	6	3	21

※ 複数の要望がある画地もあるため、件数は延べ件数です。

換地に対する要望への対応方針については、個人情報が含まれることから、会議を非公開として協議されました。事務局からの説明の後、検討すべき要望かどうかを協議し、21件の要望のうち、20件の要望については、検討すべき要望であるとの意見をいただきました。

市では、この対応方針に基づき、検討すべき要望については、要望者及び関係権利者との調整を行います。技術的に可能であり、関係権利者全員の合意が得られたものについては、換地設計（案）の変更を行います。

次回の審議会は、要望者及び関係権利者と調整を行った後、その結果について報告することを予定しています。（会議は、非公開部分を除き、傍聴することができます。）日程等については、決まり次第お知らせします。



◆用語解説◆

耳慣れない言葉も多い区画整理事業関係の用語を少しずつご紹介します。

【移転工法(いてんこうほう)】

従前の建物を換地先に移転する方法のこと。移転工法には、建物をそのまま移動させる曳家(ひきや)工法や、従前と同等の建物を換地先に再建する再築工法、建物の間取り等の構造を一部改造する改造工法等があります

今後、建物や工作物等の現地調査を行い、移転工法を認定して補償費を算定します。

編集後記



今回の審議会で、換地に対する要望への対応方針を協議しました。今後、調整のため、修正案を持って関係権利者の皆様の御自宅に伺います。お忙しいところ恐縮ですが、御理解、御協力いただきますようお願いいたします。

本年は、審議会の発足、権利者の皆様に換地設計（案）をお示しするなど、事業が大きく動き始めた年でした。今後も皆様の御意見をいただきながら、事業の完成に向け努めてまいります。来年もよろしく申し上げます。